

議案第 6 2 号

墨田区立学校が取り扱う個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 7 月 21 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

別紙のとおり定める。

( 提案理由 )

墨田区立学校が取り扱う個人番号及び特定個人情報の安全管理のために必要な事項を定めることにより、その適正かつ円滑な運用を確保する必要がある。

教育委員会事務局  
区立幼稚園  
区立小学校  
区立中学校

墨田区立学校が取り扱う個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程を次のように定める。

平成28年7月 日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

### 墨田区立学校が取り扱う個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程

#### 目次

第1章 総則（第1条 第3条）

第2章 管理体制（第4条 第9条）

第3章 教育研修（第10条 第12条）

第4章 特定個人情報等の取扱い（第13条 第15条）

第5章 特定個人情報等を取り扱う区立学校における安全管理措置（第16条 第29条）

第6章 区立学校の情報システムを管理する事務局の課等における安全管理措置（第30条 第36条）

第7章 特定個人情報等を取り扱う業務の委託（第37条 第39条）

第8章 安全管理上の問題への対応（第40条 第43条）

第9章 点検及び監査の実施（第44条 第46条）

第10章 補則（第47条 第48条）

#### 第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、墨田区立幼稚園、小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）が取り扱う個人番号及び特定

個人情報の安全管理のために必要な事項を定めることにより、その適正かつ円滑な運用を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、番号法の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 特定個人情報等 個人番号及び特定個人情報であって区立学校が取り扱うものをいう。
- (2) 取扱区域 特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。
- (3) 管理区域 特定個人情報ファイルを取り扱う基幹的なサーバ等を設置する区域をいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、番号法、その他の法令(以下「法令等」という。)及びこの規程を遵守するとともに、総括責任者、保護管理者、事業所保護責任者及び保護担当者の指示に従い、特定個人情報等を取り扱わなければならない。

## 第2章 管理体制

(総括責任者)

第4条 墨田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)に総括責任者を1人置き、墨田区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)をもって充てる。

- 2 総括責任者は、区立学校における特定個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(保護管理者)

第5条 墨田区教育委員会事務局(以下「事務局」という。)に保護管理者を1人又は複数人置き、事務局の課長の職(以下「課長」という。)にある者をもって充てる。

- 2 保護管理者は、総括責任者の命を受けて、総括責任者を補佐する任に当たる。

(事業所保護責任者)

第6条 特定個人情報等を取り扱う区立学校に、事業所保護責任者を1人置き、当該区立学校の校長(幼稚園園長を含む。以下同じ。)の職にある者をもって充てる。

- 2 事業所保護責任者は、当該区立学校における特定個人情報等を適正に管理する任に当たる。

(保護担当者)

第7条 特定個人情報等を取り扱う区立学校に保護担当者を1人又は複数人置き、当該区立学校の事業所保護責任者が指名する職員をもって充てる。

- 2 保護担当者は、事業所保護責任者を補佐し、当該区立学校における特定個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第8条 事務局に監査責任者を1人置き、事務局の次長をもって充てる。

2 監査責任者は、特定個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(特定個人情報等の適正な管理のための会議)

第9条 総括責任者は、特定個人情報等の管理に関する重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を開催することができる。

### 第3章 教育研修

(特定個人情報等の教育研修)

第10条 総括責任者は、事業所保護責任者に対し、当該区立学校における特定個人情報等の適正な管理のために必要な教育研修を行うものとする。

2 総括責任者及び事業所保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う職員に対し、特定個人情報等の取扱いについて理解を深め、その保護に関する意識の高揚を図るため、啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

(情報セキュリティ等の教育研修及び訓練)

第11条 総括責任者及び事業所保護責任者は、特定個人情報等の取扱いにおいて情報システムを使用する職員に対し、特定個人情報等の適正な管理及び保護のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修並びに事故、障害時等の対応訓練を行うものとする。

(教育研修への参加機会の付与)

第12条 事業所保護責任者は、当該区立学校の職員に対し、特定個人情報等の適正な管理のために、総括責任者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずるときは、特定個人情報等を取り扱う業務に従事する派遣労働者についても、職員と同様の措置を講ずるものとする。

### 第4章 特定個人情報等の取扱い

(個人番号の利用等の制限)

第13条 職員は、番号法及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年墨田区条例第41号。以下「番号利用条例」という。)で定める場合を除き、個人番号を利用してはならない。

2 職員は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)を処理するために必要な場合、その他番号法及び番号利用条例で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第14条 職員は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合、その他番号法等関係法令で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

( 特定個人情報の収集及び保管の制限 )

第 15 条 職員は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

第 5 章 特定個人情報等を取り扱う区立学校における安全管理措置

( 管理事項 )

第 16 条 事業所保護責任者は、情報漏えい等 ( 特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他特定個人情報等の管理に関して問題となる事案をいう。以下同じ。 ) の防止その他の特定個人情報等の適正な管理のために、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 特定個人情報等を取り扱う事務の範囲及び取扱区域に関する事項
- (2) 保護担当者及び特定個人情報等を取り扱う職員の指定並びにその任務に関する事項
- (3) 特定個人情報等を取り扱う職員に対する教育研修に関する事項
- (4) 特定個人情報等のアクセス、複製等の制限に関する事項
- (5) 特定個人情報等の利用、保管、廃棄等に関する事項
- (6) 特定個人情報等のバックアップに関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特定個人情報等の適正な管理のために必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、同一の特定個人情報等を複数の区立学校において管理する場合は、当該区立学校の事業所保護責任者は、他の区立学校の事業所保護責任者又は保護管理者と互いに連携し、特定個人情報等に関する安全管理措置を講ずるとともに、各区立学校における任務を分担し、及び責任を明確にするものとする。

( 取扱区域 )

第 17 条 事業所保護責任者は、取扱区域を明確にし、必要に応じて物理的な安全管理措置を講じなければならない。

( アクセスの制限 )

第 18 条 職員は、アクセスをする権限を有する特定個人情報等であっても、当該業務の目的以外の目的でこれにアクセスをしてはならない。

( 複製等の制限 )

第 19 条 職員は、次に掲げる場合は、第 16 条第 1 項の規定により事業所保護責任者が定めた事項 ( 以下「管理事項」という。 ) に基づき、これを行わなければならない。

- (1) 特定個人情報等を複製するとき。
- (2) 特定個人情報等を送信するとき。
- (3) 特定個人情報等 ( 学校の情報システムで取り扱うものに限る。第 24 条、第 27 条から第 29 条まで及び第 31 条から第 34 条までにおいて同じ ) を外部電磁的記録媒体等に記録するとき。
- (4) 特定個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出すとき。
- (5) その他特定個人情報等の適正な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をするとき。

(媒体の保管等)

第20条 職員は、管理事項に基づき、特定個人情報等が記録されている媒体を所定の場所に保管し、施錠をしなければならない。

2 職員は、前項の場合において、必要があると認めるときは、災害等に耐性のある耐火金庫等に保管を行わなければならない。

(廃棄等)

第21条 職員は、特定個人情報等が記録されている媒体(情報機器に内蔵されているものを含む。)が不要となった場合は、管理事項に基づき、当該特定個人情報等を復元又は判読が不可能となる方法によって削除し、又は当該媒体を廃棄しなければならない。

(取扱状況の記録)

第22条 事業所保護責任者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段を整備し、当該特定個人情報ファイルの利用、保管、廃棄等の取扱状況について記録しなければならない。

2 事業所保護責任者は、前項に規定するもののほか、特定個人情報等の秘匿性、重要性その他の性質に応じて台帳を整備し、当該特定個人情報等の利用、保管、廃棄等の取扱状況について記録しなければならない。

(誤り等の訂正等)

第23条 職員は、特定個人情報等の内容に誤り等を発見したときは、速やかに事業所保護責任者に報告し、その指示に従い、当該誤り等の訂正等を行わなければならない。

(バックアップ)

第24条 区立学校の職員は、管理事項に基づき、特定個人情報等のバックアップを行わなければならない。

(端末の限定)

第25条 事業所保護責任者は、個人番号利用事務等処理する端末(情報システム又は情報システムに接続して情報を操作し、閲覧することができる全ての情報機器を含む。以下同じ。)を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第26条 事業所保護責任者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の仕様、使用目的等に応じて端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、事業所保護責任者が必要があると認めるときを除き、端末を取扱区域の外部へ持ち出し、又は取扱区域の外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第27条 職員は、端末の使用に当たり、特定個人情報等が第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な

措置を講じなければならない。

(アクセス記録)

第28条 事業所保護責任者は、特定個人情報等について、情報漏えい等の発生又はそのおそれがあると認めるときは、必要に応じて当該特定個人情報等への不適切なアクセスの監視、アクセス状況の定期的な分析等の措置を講じなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第29条 特定個人情報等を取り扱う情報システムの設計書、構成図等の文書を保有している事務局の課長等は、当該文書について外部に知られることがないように、その保管、複製等及び廃棄について必要な措置を講じなければならない。

第6章 区立学校の情報システムを管理する事務局の課等における安全管理措置

(アクセス制御の措置)

第30条 情報システムを管理する事務局の課長等(以下「システム管理課長等」という。)は、特定個人情報等を取り扱う情報システムについて、ユーザーID、パスワード等(パスワード、ICカード認証情報、生体情報及びこれらに準ずるものをいう。)を使用して権限を識別する機能を設定するなど、アクセスを制御するために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス記録の措置)

第31条 システム管理課長等は、第28条の措置に関し、事業所保護責任者から申請があったときは、特定個人情報等への不適切なアクセスの監視、アクセス状況の記録、その記録の一定期間の保存及び分析するために必要な措置を講じなければならない。

2 システム管理課長等は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(バックアップの措置)

第32条 システム管理課長等は、第24条のバックアップに関し、当該バックアップを行うための必要な措置を講じなければならない。

(不正アクセス等による被害の防止等)

第33条 システム管理課長等は、特定個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定等の必要な措置を講じなければならない。

2 システム管理課長等は、個人番号利用事務において使用する情報システムについて、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステムを構築し、及びその運用体制を整備しなければならない。

(管理者権限の措置等)

第34条 システム管理課長等は、特定個人情報等を取り扱う情報システムについて、管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止

のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 システム管理課長等は、情報システムの不正プログラムによる情報漏えい等の防止のため、不正プログラムの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。

(管理区域の立入り等)

第35条 システム管理課長等は、管理区域を明確にし、当該区域に立ち入ることのできる権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、立入りの記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限、検査等の措置を講じなければならない。

- 2 システム管理課長等は、必要があると認めるときは、管理区域の出入口の特定化及び所在表示の制限等の措置を講じなければならない。

(管理区域に関する措置)

第36条 システム管理課長等は、外部からの不正な侵入に備え、管理区域に施錠装置、警報装置及び監視設備を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 システム管理課長等は、災害等に備え、管理区域に耐震、防火等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じなければならない。

## 第7章 特定個人情報等を取り扱う業務の委託

(業務の委託契約)

第37条 区立学校は、特定個人情報等を取り扱う業務を外部の者に委託(以下「外部委託」という。)をする場合は、特定個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない委託先を選定することがないように、適切に選定を行わなければならない。

- 2 事業所保護責任者は、外部委託をする場合は、委託先と交わす契約書に、委託先における特定個人情報等の取扱いに係る責任者及び業務従事者の管理並びに実施体制、特定個人情報等の管理の状況等の必要な事項について、書面で確認しなければならない。

- 3 事業所保護責任者は、外部委託をする場合は、当該委託先において、番号法に基づき区立学校が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。

(委託先の監督)

第38条 事業所保護責任者は、外部委託をする場合は、委託する特定個人情報等の秘匿性、重要性その他の性質に応じて、年に1回以上委託先における特定個人情報等の管理の状況を確認しなければならない。

- 2 事業所保護責任者は、外部委託をする場合は、当該委託先において、区立学校が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(再委託先の監督)

第39条 事業所保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う業務の委託先において、当該業務が再委託されるときは、当該委託先に第37条第3項及び前条の規定に準じ、措置、確認及び監督を行わせなければならない。

2 区立学校は、特定個人情報等を取り扱う業務の委託先(再委託先以降の委託先を含む。)において、当該業務が再委託されるときは、当該業務において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断しなければならない。

#### 第8章 安全管理上の問題への対応

##### (事案の報告)

第40条 職員は、情報漏えい等の発生又はその兆候を把握した場合は、直ちに当該特定個人情報等を管理する事業所保護責任者に報告しなければならない。

2 職員は、法令等若しくはこの規程に違反している事実又はその兆候を把握した場合は、速やかに当該特定個人情報等を管理する事業所保護責任者に報告しなければならない。

3 事業所保護責任者は、前2項による報告を受けたときは、直ちに保護管理者に当該事案について報告するとともに、速やかに、被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置(以下「安全対策措置」という。)を講じなければならない。

4 事業所保護責任者は、前項の安全対策措置を講ずるに当たり、保護管理者へ必要な協力を求めることができる。

5 第3項の報告を受けた保護管理者は、直ちに総括責任者及び墨田区(以下「区」という。)に当該事案について報告しなければならない。

6 事業所保護責任者は、第3項の安全対策措置を講じた後、速やかに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、その調査結果を保護管理者に報告しなければならない。

7 前項の報告を受けた保護管理者は、直ちにその調査結果を総括責任者及び区に報告しなければならない。

##### (再発防止措置)

第41条 事業所保護責任者は、前条第1項又は第2項に規定する事案が発生した場合は、同条第6項の調査結果に基づき、当該事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、その内容を保護管理者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた保護管理者は、直ちにその調査結果を総括責任者及び区総務部長に報告しなければならない。

##### (公表等)

第42条 総括責任者は、前2条の規定による報告を受けたときは、当該事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止措置の公表、当該事案に係る特定個人情報等の当事者への対応等の措置を講ずるものとする。

2 総括責任者は、番号法違反の事実又は番号法違反のおそれのある事案を把握したとき

は、法令等の定めるところにより、主務大臣等に報告するものとする。

(法令等の違反に対する厳正な対処)

第43条 教育委員会は、法令等又はこの規程に違反する行為をした職員に対し、法令等又は内部規程等に基づき厳正に対処するものとする。

#### 第9章 点検及び監査の実施

(点検)

第44条 事業所保護責任者は、特定個人情報等の管理状況について、定期及び必要に応じて随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を保護管理者に報告するものとする。

2 保護管理者は、前項の場合において必要があると認めるときは、同項の点検の結果を総括責任者に報告するものとする。

(監査)

第45条 監査責任者は、特定個人情報等の管理及び利用の状況について、定期及び必要に応じて随時に監査を行い、その結果を総括責任者に報告しなければならない。

(評価及び見直し)

第46条 総括責任者、保護管理者及び事業所保護責任者は、特定個人情報等の適正な管理のための措置について、点検、監査の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等を行わなければならない。

#### 第10章 補則

(基本規定の優先)

第47条 この規程に定める教育委員会事務局に関する規定が、墨田区訓令で定める個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程(平成28年1月6日墨田区訓令第1号。以下「基本規程」という。)と矛盾し、又はてい触する場合には、基本規程が優先する。

(補則)

第48条 総括責任者は、この規程に基づく特定個人情報等の適正な管理のための措置に関し、必要な事項を定めることができる。

議案第 6 3 号

教育長の公益財団法人墨田育英会理事長の兼職の承認について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 7 月 21 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

別紙のとおり承認する。

( 提案理由 )

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 1 条第 5 項の規定により、墨田区教育委員会教育長の公益財団法人墨田育英会理事長としての兼職を承認する必要がある。

## 教育長の公益財団法人墨田育英会理事長の兼職の承認について

### 1 理由

公益財団法人墨田育英会は、墨田区内に居住する者の子弟で、高等学校、高等専門学校、専修学校または大学に在学する成績優秀な者が、経済的理由によって学資の支弁が困難である場合に、就学資金を貸し付けることにより、社会のために有為な人材を育成することを目的として事業を実施している。

墨田育英会には、定款の規定により、業務執行の決定機関として理事会が設置され、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事である理事長をはじめ6名の理事で構成されている。また、理事及び監事の選任や業務執行機関に対する諮問機関、チェック機関として評議員会が設置され、理事会と合わせて、概ね年7～8回程度開催している。

墨田区教育委員会加藤裕之教育長は、平成28年6月27日開催の評議員会で理事に選任され、平成28年7月12日開催の理事会の決議により理事長に選定された。役員報酬は無報酬、任期は、平成30年度の定時評議員会（毎年度6月に開催）までの期間である。

教育長は常勤の特別職の公務員として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項に、勤務時間中及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために使わなければならないとする職務専念義務が課されている。このため、公益団体である墨田育英会の定款に定める役員に報酬を得ずに就任するにあたり、区教育委員会の承認を受けるものである。

### 【参照条文】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
( 服務等 )

第十一条 ( 略 )

2～3 ( 略 )

4 教育長は、常勤とする。

5 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

6～8 ( 略 )

議案第 6 4 号

墨田区指定有形文化財の指定及び名称変更について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 7 月 21 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

( 提案内容 )

別紙のとおり指定及び名称変更を行う。

( 提案理由 )

墨田区文化財保護条例第 7 条の規定に基づき、文化財の指定及び名称変更を行う必要がある。

28 墨文審第2号

平成28年7月8日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区文化財保護審議会

会長 中川 武



墨田区指定有形文化財（歴史資料）の指定及び名称変更について（答申）

平成27年11月13日付27墨教生第701号及び第702号により諮問のあった下記の文化財の指定及び名称変更について、墨田区文化財保護条例第23条第2号及び第4号の規定に基づき、別紙のとおり答申します。

記

文化財の種別及び名称

墨田区指定有形文化財（歴史資料）石造墨堤永代常夜燈 宗教法人牛嶋神社



## 文化財の指定（答申）

指定番号	21	所有者	宗教法人牛嶋神社（代表役員春田知徳）
種別	有形文化財（歴史資料）	住所	向島五丁目1番 区立隅田公園内
名称	石造墨堤永代常夜燈	管理責任者	
員数	1基	住所	

平成6年6月16日に文化財登録となった本文化財は、江戸近郊の名所の演出にあずかってきた牛嶋神社の氏子17名、具体的には「植半（うえはん）」や「八百松（やおまつ）」、「武蔵屋（むさしや）」など有名料亭主人の発意によって、明治4年（1871）に建築されたものと考えられる。名所「墨堤」を擁する向島地域にふさわしい文化的資料である。基台背面に刻まれた紀年銘から、過去に二度の「修繕」と一度の「改築」が行われていることが明らかであるから、建築当時の原形態をそのまま保存してきたものとは思われないが、牛嶋神社の氏子を中心とする人々が保存に協力してきた歴史をもつこともまた明らかで、現在では墨田区登録名勝「墨堤の桜」と共に墨堤の代表的な風物詩の一つとなっている。よって、これを墨田区の指定文化財とすることは妥当と考える。

なお、この度の再調査では、本文化財が宮本平八という名の石工の作品であること、及び「永代常夜燈」という名称を有していたことが新たに確認された。このことから、今回指定文化財とするにあたり、「石造墨堤常夜燈」から「石造墨堤永代常夜燈」への名称変更（「永代」の二字を追加する）が必要である。





石組基壇石板拓本



## 教育課題の進捗状況について（平成28年 7 月報告分）

課題名	進捗状況	主管課
学校 I C T 化の 推進	<p>【計画】（庶務課） 電子黒板の設置拡充 契約締結 コンテンツの共有 仮運用開始</p> <p>【実績】（庶務課） 電子黒板の設置拡充 ・今年度整備する学校に対する設置準備を開始した（夏季休業中に設置予定）。 ・iPad®の利用規程の作成・周知を行った。</p> <p>コンテンツの共有 ・コンテンツ共有システムポータルサイトの仕組みを完成させた。 ・特定の学年教科単元にて情報の取り込み作業を行った。</p> <p>【進捗状況】<u>順調</u>・遅延・他（ ）</p>	庶務課 指導室 すみだ教育 研究所
すみだ教育指針 の策定	<p>【計画】 検討会（第1回）開催、保護者アンケート配付</p> <p>【実績】 検討会（第1回）開催（6/7） 保護者アンケート配付（6/17～） 「施策体系図」・「主要な事業」の検討</p> <p>【進捗状況】<u>順調</u>・遅延・他（ ）</p>	すみだ教育 研究所
学力向上新3か 年計画の実施	<p>【計画】 すみだ学力向上推進会議 区学習状況調査結果返却 学力向上を図るための補助金交付</p> <p>【実績】 すみだ学力向上推進会議開催（6/23） 区学習状況調査結果返却（6/17） 学力向上を図るための補助金交付</p> <p>【進捗状況】<u>順調</u>・遅延・他（ ）</p>	すみだ教育 研究所

<p>幼保小中一貫教育の推進</p>	<p>【計画】 一貫教育巡回指導員による助言・支援</p> <p>【実績】 幼保小中連絡協議会（2ブロック実施） 一貫教育巡回指導員による助言・支援</p> <p>【進捗状況】<input type="checkbox"/>順調・遅延・他（ ）</p>	<p>すみだ教育 研究所</p>
<p>（仮称）総合運動場等整備事業</p>	<p>【計画】 基本・実施設計の起工 国交省等関係機関との協議 地元町会等に対する説明 土壌汚染対策工事費の補正予算化</p> <p>【実績】 基本・実施設計を起工（営繕課） 国交省との協議を実施（都市計画課） 地元町会等に対して整備基本計画等の説明を実施 土壌汚染対策工事を実施するため、旧鐘淵中学校の解体撤去に係る補正予算を区議会に提出、議決</p> <p>【進捗状況】<input type="checkbox"/>順調・遅延・他（ ）</p>	<p>スポーツ振 興課</p>

# 高校生が小学生にスマートフォン等の適切な使い方を教える

## 「スマホミーティング」を実施

更新日：2016年7月19日 墨田区広報広聴課

～今日は高校生が先生！高校生の説明はわかりやすかったです～

7月12日（火）、区立第一寺島小学校（東向島一丁目16番2号 校長：近藤 幸弘）5年生の総合的な学習の時間の授業で、東京都が指定している情報モラル推進校の都立墨田川高等学校（東向島三丁目34番14号 校長：上村 肇）の生徒がスマートフォン等の適切な使い方を教える「スマホミーティング」を実施した。

これは、スマートフォンやSNS等の普及を受け、高校生が小学生にスマホの使い方などを教えることを通じて、双方の情報モラルを高めていくことを目的としているもので、同高等学校が企画して実現。授業の内容や方法などは高校生が考えたもので、今日の授業を迎えるに当たって、練習を積み重ねてきた。本授業では、東京都が製作した補助教材「SNS東京ノート」を活用した。



午後1時35分、「スマホミーティング」がスタート。同小学校5年2組では、児童35名に対して、都立墨田川高等学校1年生の生徒20名が講師として授業を実施。スマートフォンやSNSの注意点など、小学生3～4人の8つのグループに高校生2～3人が各グループに入ってディスカッションを行いながら情報モラルを高めた。「友達と電子メールで約束を結ぶときのマナー」など身近な具体例を挙げて授業を行っており、グループ内では高校生が



助言をしながら、小学生のディスカッションを手助けした。

小学生は「高校生の説明がわかりやすかった。」「スマホやインターネットでやってはいけないことがよくわかった」など感想を話していた。

授業を行った高校生は「小学生の反応が思ったより良くてよかった。インターネットなどに情報が出回るとすべて消えないことを改めて実感した。」と話していた。

なお、スマホミーティングは、第二寺島小学校、第三寺島小学校でも本日実施した。

**参 考** SNS東京ノートⅡ（小学校4～6年用）

 <p>東京都教育委員会</p>	<p style="text-align: center;">も く じ</p> <p>このノートの使い方 はじめに</p> <p><b>学習のページ</b></p> <p>インターネットへの書きこみ（1） 友達との電子メール うわさで聞いた話 インターネットへの書きこみ（2） 学習のまとめ</p> <p><b>資 料</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■インターネットにおけるコミュニケーションの特性</li><li>■フィルタリングの設定</li><li>■無料通話アプリでのトラブル等の紹介</li></ul> <p>いじめにあったときの相談先 学校できめたルールをかこう 家庭できめたルールをかこう 振り返り</p>
---	--

## 高校生代表挨拶

本日の「ねらい」について高校生が説明

## 高校生のプレゼンテーション

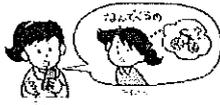
スマホが友達同士のツールとしては大変便利だが、文字が中心のため、受け止める側が誤解する場合もあり怖さがあるというプレゼンテーションを実施

## 安全クイズ

Q) ネット上に住所を公開してしまったら、2人がどうなるか考えよう。  
A⇒ なりすましができる。  
泥棒が家に入る。 など児童が発言した。

## グループミーティング

花子さんは、仲良しの友達3人と公園で遊ぶと思い、みんなに電子メールで連絡しました。  
良子さんだけは用事があって来られないとの返事がありました。  
ところが次の日に、良子さんから「用事がなくなったので、私も遊びに行くね。」と、メールがありました。  
花子さんは、すぐに良子さんに「なんでくるの」とメールを送りました。しかし、良子さんから返事はなく、けっきょく公園にも来ませんでした。  
花子さんは翌日学校で良子さんに話し掛けようと思いましたが、良子さんはとても怒っているようで、話をしてくれませんでした。



花子さんは、仲良しの友達3人と公園で遊ぶと思い、みんなに電子メールで連絡しました。

良子さんだけは用事があって来られないとの返事がありました。

ところが次の日に、良子さんから「用事がなくなったので、私も遊びに行くね。」と、メールがありました。

花子さんは、すぐに良子さんに「なんでくるの」とメールを送りました。しかし、良子さんから返事はなく、けっきょく公園にも来ませんでした。

花子さんは翌日学校で良子さんに話し掛けようと思いましたが、良子さんはとても怒っているようで、話をしてくれませんでした。

Q) どうして良子さんは怒っていると思いますか。

Q) 花子さん、良子さんは、それぞれどのようにすればよかったですか。

## まとめ

○墨田川高校のみなさん、スマホミーティングの時はありがとうございました！お姉さんたちが、分かりやすく説明していたので、高校生の人ってすごいな～と思い感心しました！お兄さんたちも私たちと楽しく考えてくださってありがとうございました（4年）。

○私はみなさんが優しく教えてくださったのでスマホの正しい使い方が分かりました。これからスマホの使い方を見直して大事に使っていきます。あと、私が見て憧れたのが大勢の人の前で説明などをしているのがとてもすごいと思いました。私も高校生くらいになったらそんな人になりたいです（4年）。

○SNSのことを教えに来てくださりありがとうございました。スマホやタブレットなどは使い方を間違えると危険なことにつながってしまうけれど、正しく使うと私たちの生活がより豊かになるので、ルールをしっかりと守りたいです（5年）。

○スマホは生活の中でとても便利なものだけど、使い方を間違えてしまうと個人情報など大事なことが流失してしまうから、メールの書き方など気を付けたいと思います。高校生でも親のルールがあるから、私も東京ルール、一寺ルールを守ってよく使いたいです（5年）。

